ＤＸ化支援研修サービス申込書

受講コース名		お申込日：西暦　　年　　月　　日	

□　ＤＸ化支援研修サービス利用規約に同意及び重要事項説明書を確認した上で、本サービス利用契約を申し込みます。

◎契約者情報

ご契約法人名	印		
ご住所	〒		
代表者名			
TEL		FAX	
E-mail			

◎管理者情報

管理者名			
部署名		役職	
TEL		FAX	
E-mail			

◎ご請求情報

請求書送付先	□同上 □上記と別（右に記載）

◎サービス内容

コース詳細	別紙カリキュラム参照	ご利用料	363,000円（税込）／名	受講人数	名

◎期間

ID付与日		訓練実施開始日	
ID消滅日		訓練実施修了日	

※上記日付は、原則としてID付与日の3週間前までに、書面(メール含む)による日付変更の申請があった場合、運営会社は日付変更に応じるものとする
※日付変更が行われた場合、申込者および運営会社の双方は、本申込書の控えの日付を合意した日付に手書修正し保管する

◎お支払方法

お支払方法	請求書払		お支払日	請求書記載の通り	
ご請求額計		ご請求額		消費税	

◎お問い合わせ先及び運営会社

お問い合わせ先	カスタマーセンター TEL：045-226-4488　　平日：9：00～18：00	運営会社	オフィスコンサルティング　株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1　クイーンズタワーA807

DX 化支援研修サービス重要事項説明書

この書面は、DX 化支援研修サービス利用規約に基づく書面となります。

■サービスについて

- 本サービスはDX化に向けた人材育成のための研修サービスであり、貴社における具体的な DX 化の実現方法を提示するものではありません。
 本サービスを通じて、受講者の技術、知識の向上を支援し貴社のDX化を後押しするものとなります。
- e ラーニング形式の研修であり、講師が直接訪問し実地の研修を行うものではありません。
- 本サービスの対価は一人あたりの料金で計算し、当社の請求に基づき、研修を受講する人数分の料金をお支払いいただきます。
- 研修料金は一人あたり 363,000 円（税込）です。
- 研修時間は 10 時間超です。
- グループ管理者及び受講者の ID/PW の発行等は、管理者に対してのみ一括して行うものであり、個々の受講者に対する直接の発行等はいたしません。
- ID/PW は割り振られたご本人様のみでご使用いただくために発行するものです。有償無償を問わず、第三者への共有や、複数人での動画視聴は固く禁じます。
- 研修内容は有料アプリケーション等の利用を含む内容となっております。

※ChatGPT（有料版）や有料アプリケーション等の費用は貴社にてご負担いただくようお願い申し上げます。

■支払いについて

- 支払方法は振込によるものとします。
- ID/PW 発行月の末日を締日とし、翌月末日までに請求書記載の振込先へお支払いいただきます。
- 具体的な支払い期日につきましては、請求書記載の日付をご確認ください。
- 本サービスのお申し込みに際し、ID 発行完了後のキャンセルは、原則できないものとします。
- ただし、本サービスの ID 発行前に限り、双方が書面により別途合意した場合にのみキャンセルを認めるものとし、その際のキャンセル料は双方の協議により定めるものとします。
-

■注意事項

- 当社は、助成金申請の事務手続等のサポート等は行っておりません。助成金申請に関する手続は、お客様ご自身で行っていただくようお願い申し上げます。
- 名目の如何を問わず、研修料金の返金と評価される一切の行為は人材開発支援助成金の支給要領にて禁止されており、助成金の不支給決定又は不正受給として支給決定取消等の処分対象となるものです。そのため、当社は、本書面に定める申込後のキャンセルによる返金以外は、研修料金の返金・キャッシュバック等は一切行わず、また、お客様に本サービスを紹介した企業等にもこの実施を一切認めておりません。万が一これら企業等より本サービスの受講に対して何らかの利益供与が提案されたとしても、決してこれに応じないようにお願い申し上げます。事後的に当該事実が発覚した場合には、即時にお客様に発行した ID の利用を停止し、本サービスの利用契約を解除いたします。なお、この場合には、研修料金は返金いたしません。
- 人材開発支援助成金を活用して本サービスを受講する場合、申請上のルールにより、提供する研修メニューは本サービス申込時点で確定し、計画申請を変更しない限り研修メニューの変更はできません。「DX 化を目的とする生成 AI 等の活用」という最新技術に関する研修という特性上、内容については日々アップデートされ、必ずしも視聴時点における最新の情報を提供できるものではないこと、また DX 化実現のためには、研修受講後も継続的な受講者の方ご自身での学習が不可欠ということをご理解の上で、受講いただくようお願い申し上げます。
- 当社におきましては研修メニューの更新に日々努めており、受講者の方々に是非とも学習いただきたい研修を追加したり、既に作成済の研修を更新した場合には、職業訓練実施計画届を提出した後であってもこれを変更して再度提出いただくことを依頼することがあります。この場合には、貴社におかれましても、研修の性質をご理解の上でご協力いただきますようお願い申し上げます。

※本サービスは本書面及び DX 化支援研修サービス利用規約に基づき提供いたします。

各書面は必ずお読みいただき、大切に保管してください。（利用規約は別紙となります。）

DX 化支援研修サービス利用規約

本利用規約（以下、「本契約」といいます。）は、オフィスコンサルティング株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する DX 化支援研修サービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用するにあたり、サービス利用者の皆様に遵守していただく必要がある事項及び当社と本サービス利用者の皆様との権利義務関係を定めたものです。本サービス利用者の皆様には、本規約及び DX 化支援研修サービス重要事項説明書または DX 化支援社内認定サービス重要事項説明書について、その内容を理解し同意した上でお申し込みいただき、これらの定めを遵守した上で本サービスをご利用いただくものとします。

第 1 条（目的）

本規約は、当社が申込者に対し、本サービスの利用を許諾することについて、必要な事項を定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

①本サービス

当社がサービス利用者に対して本規約が定める期間中に、当社が準備する e-ラーニング用プラットフォーム上で主に ChatGPT 等の生成 AI の利用方法についての研修用動画を受講者に提供し、当該動画の視聴及び ChatGPT の利用を通じて受講者の技能向上のための訓練を行うサービスをいいます。なお、本サービスにおける e-ラーニング用プラットフォームは、インターネット等のネットワークを通じて研修用コンテンツを提供する総合プラットフォームプログラムの総称（以下、「本ソフトウェア」といいます。）であり、個々の学習内容に応じたコンテンツやその他の著作物を受講者に対して配信する機能、受講者の進捗状況等を管理する機能を有しております。

②申込者

本規約に基づき当社に対して本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承認した法人をいいます。

③サービス利用者

申込者に所属する管理者及び受講者をいいます。

④受講者

当社の承認の下に、サービス利用者を通じて本サービスにより提供される本ソフトウェアや研修用動画等を使用する者をいいます。

⑤管理者

本サービスの管理機能を利用して受講者の本サービス利用状況等を管理する者として当社に指定され、また当社との窓口対応を行う者をいいます。

⑥受講者用 ID/PW

受講者として本ソフトウェアを使用するために必要な、本ソフトウェアへのログイン用の ID 及びパスワードをいいます。

⑦管理者用 ID/PW

管理者として本ソフトウェアを管理・使用するために必要な、本ソフトウェアへのログイン用の ID 及びパスワードをいいます。ただし、1 申込みあたりの受講者数が 50 人（なお、グループ企業等による申込みの場合には、全グループでの受講者数を合算できる場合があります。）を下回る場合には、サービス利用者に対して管理者用 ID/PW を発行せず、当社が代わってこれを管理する場合があります。

⑧個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

第 3 条（本サービスのキャンセルについて）

本サービスの申込後のキャンセルは、原則できないものとします。
ただし、本サービスの ID 発行前に限り、双方が書面により別途合意した場合にのみキャンセルを認めるものとし、その際のキャンセル料は双方の協議により定めるものとします。

第 4 条（ライセンス）

1. 当社は、申込者に対し、本規約に定める条件に従って本サービスを利用することを許諾します。
2. 申込者は、本規約に定める条件に従って、管理者及び受講者に本サービスを利用させることができます。
3. 当社は、申込者が指定した管理者及び受講者に対して本サービスをインターネット配信する方法により提供し、利用させるものとします。
4. 本サービスの具体的内容については、当社が別途定めます。
5. 当社は、本ソフトウェアの利用状況、運用状況、その他諸般の事情を考慮して、その独自の判断により、本ソフトウェアの内容を更新、追加、削除、その他変更できるものとします。なお、この場合にはその後、速やかにその旨を申込者に通知します。

第 5 条（管理者及び受講者への ID/PW の割り当て）

1. 当社は、申込者より提出を受ける当社所定の管理者及び受講者 ID 付与申請書に基づき、ID 付与申請書の受領後 2 週間以内に、管理者及び受講者となる者に対して管理者用 ID/PW・受講者用 ID/PW を割り当てます。
2. 申込者は、管理者用 ID/PW・受講者用 ID/PW の割り当てを受けたときから、本サービスを利用することができます。
3. 管理者用 ID/PW・受講者用 ID/PW の割り当ては、申込書に記載された管理者に対して電子メールにより送信する方法で行い、電子メールを送信した日時を管理者及び受講者への ID/PW 付与日とします。

第 6 条（ID/PW の使用及び管理）

1. 管理者用 ID/PW 及び受講者用 ID/PW（以下、本条において総称して「ID/PW」といいます。）は、前条に基づき割り当てられた本人のみが使用することができます。
2. 申込者は、ID/PW を適切に保管及び管理し、かつ、割り当てられた者に適切に保管及び管理させなければなりません。
3. ID/PW の保管及び管理その他一切の取扱いに関しては、申込者がすべての責任を負うものとします。
4. 申込者は、本規約で本サービスの利用が許された者以外に ID/PW を使用させてはなりません。
5. 当社は、本サービスの提供に関し、ID/PW のみを用いて本人確認するものとします。本人以外によるなりすましや ID/PW の盗用等に起因して申込者または管理者・受講者等に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第 7 条（本サービスの利用方法）

1. 本サービスの利用方法は、当社が別途定めるところによるものとします。
2. 前項の利用方法を変更した場合には、変更前または変更後に速やかに申込者に対して通知します。

第 8 条（保守及びサポート）

本サービスに関する保守及びサポートについては、当社が別途定めるところによります。

第 9 条（利用料）

本サービスの利用料及び支払方法は、申込書の記載のとおりとします。

第10条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、次の事由が生じた場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 ①本ソフトウェアの保守または工事のため、やむを得ないとき
 ②本ソフトウェアのシステムの障害などのため、やむを得ないとき
 ③クラッキングなどのためサーバに損害が及ぶと当社が判断したとき
 ④本サービスを提供するため、当社、申込者または管理者もしくは受講者が利用する電気通信事業者の電気通信サービスに支障が発生したとき
 ⑤受講者からのアクセスが輻輳するなど、システムの容量を超える利用がされたとき
 ⑥天変事変、疫病、その他不可抗力によりサービス提供が困難なとき
2. 当社は、前項の場合において本サービスの提供を停止したことに関して、申込者または管理者もしくは受講者に対していかなる責任も負わないものとします。

第11条（本ソフトウェアの権利関係）

1. 申込者は、本規約において明示された範囲でのみ本ソフトウェアを利用できるものであり、本ソフトウェアのプログラム、デザイン、マニュアル、ノウハウ、データベース、研修用動画、その他一切の著作権、所有権、その他の権利は当社及び当社がライセンスを受けた本ソフトウェア提供元（以下、「ライセンサー」といいます。）に留保されるものとします。
2. 本ソフトウェアについて、受講者その他の第三者による不正利用または不正使用が発見された場合、申込者は、当社及びライセンサーと協力して対処するものとします。

第12条（申込情報の変更）

1. 申込者は、本サービスの申込時に申込書に記載した情報に変更が生じた場合、すみやかに当社にその旨通知するものとします。
2. 前項の通知を怠ったことにより生じる不都合については、当社は一切その責任を負いません。

第13条（責任の制限）

1. 当社は、申込者、管理者または受講者（以下、本条において「申込者等」といいます。）が本サービスを利用する際に用いるハードウェア、ソフトウェア、通信環境、またはサービス等のうち、当社が制作していない、関与していない、または提供主体ではないものについては一切の責任を負わず、それに起因して申込者等またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 第 10 条に定める場合を除き、本サービスの提供が 24 時間連続して中断した場合には、当社は申込者に対して、申込者が本規約に基づいて当社に支払った利用料の総額を全申込期間の時間数で除した金額を 1 時間あたりの損害額とみなし、24 時間を超えた部分につき中断した時間数に応じて損害賠償金を支払うものとします。ただし、当該損害賠償金は、申込者が本規約に基づいて当社に支払った利用料の総額を上限とし、申込者が損害額を証明し得た内容に限るものとします。
3. 前項の損害賠償金が、当社が申込者に対して支払う本サービスに関する損害賠償のすべてであって、本サービスに起因して（本サービス・本ソフトウェア自体の瑕疵に起因するものも含みますが、これに限られません。）生じた他のいかなる損害に関しても、契約責任・不法行為責任を問わず、当社は前項以外の損害を賠償する義務はないものとします。ただし、当社の故意により生じた損害についてはこの限りではありません。

第14条（禁止行為）

申込者は、以下の行為をしてはならず、また管理者及び利用者その他の第三者をして以下の行為をさせることを禁止します。

①コンテンツ、ソフトウェア、マニュアルその他本サービスに関して、当社が提供した著作物を複製・送信・改変し、第三者に利用させ、または第三者に譲渡・貸与する行為
②本規約に定める以外の目的で、本サービスを使用することもしくは本サービスに関連して営利を目的とした行為をすること、またはその準備行為
③第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権、その他の権利を害する行為、または害する恐れのある行為。
④公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
⑤コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用または頒布する行為。
⑥ID・PW を第三者に開示し、または漏洩する行為。
⑦本ソフトウェアのシステムに過大な負荷をかける行為。
⑧法令に違反する行為。
⑨不正アクセスをする、または試みる行為。
⑩定められた使用方法と異なる方法で本サービスを使用する行為。
⑪本サービスの内容を変更、改変する行為。
⑫その他、本サービスの運営を妨げる行為。
⑬本規約における当社と同様の立場で、本サービスを第三者に対して提供する行為、その他、当社による本サービスの販売活動に支障を来す行為。
⑭管理者の ID・PW を、自己の役員または従業員以外の者に割り当てる行為。

第15条（受講者との関係）
1. 当社は、本規約に基づき、申込者に対してのみ本サービスの提供義務を負うものであって、別途定める場合を除き、管理者及び受講者に対しては直接的・間接的を問わず、何らの義務を負うものではありません。
2. 本サービスに関連する管理者及び受講者からのクレーム、損害賠償請求その他の請求については、申込者が責任をもって対処するものとし、当社を当該請求から完全に免責させるものとします。

第16条（個人情報）
1. 本サービスの提供過程において収集される管理者及び受講者の個人情報については、申込者が自らの責任において保有及び管理するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲内で、申込者から前項の個人情報の取扱いを受託するものとし、この場合、当社は善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を取り扱うものとします。
3. 本サービスの提供過程において当社が個人情報を収集及び利用する場合、その個人情報の取扱いについては、当社の定めるプライバシーポリシー（https://office-consulting.co.jp/privacy/）によるものとします。
4. 個人情報に関する管理者または受講者からのクレーム、損害賠償請求、その他の請求については、申込者が責任をもって対処するものとし、当社は請求から完全に免責させるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第17条（秘密保持）
本規約の申込期間中か期間終了後かを問わず、当社及び申込者は、自己が知り得た相手方（ライセンサーも含みます。）の営業に関するすべての技術上、営業上の情報を秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに、これらを本規約目的以外の目的で使用してはならず、また、第三者（自己の関係会社及びライセンサーはこれに含まれないものとします。）に漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。
①開示を受けた時点において既に公知となっているもの
②開示を受けた後、受領者の故意または過失によらず公知となったもの
③開示を受ける前に自ら知得し、または正当な権利を有する第三者より正当な手段により入手していたことが証明できるもの
④開示を受けた時に受領者が既に保有していたことを証明できるもの
⑤開示を受けた後、秘密情報を利用することなく受領者が独自に開発したもの

第18条（従業員に対する措置）
1. 前条の規定にかかわらず、申込者は、本サービスの提供を受けるために必要最小限の情報を申込者の従業員に対し開示することができます。この場合、申込者は、申込者の従業員が前条の義務に違反することがないよう、申込者の従業員と秘密保持契約を締結するなど適切な措置をとらなければなりません。
2. 申込者の従業員による前条の義務の違反は、申込者自身の義務違反とみなします。

第19条（反社会的勢力の排除）
1. 当社及び申込者は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
2. 当社及び申込者は、互いに、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び申込者は、相手方が暴力団員等もしくは本条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明し、もしくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または本条第 1 項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本規約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとします。

第20条（期間）
本契約の有効期間は、当社が申込者に管理者用 ID/PW・受講者用 ID/PW の割り当てた日から以下の期間とします。
・DX 化支援研修サービス　　：割り当てた日から 120 日間
・DX 化支援社内認定サービス：割り当てた日から 3 ヶ月

第21条（解除及び損害賠償）
1. 当社は、申込者の次の各号に定める事由のいずれかが生じたときは、何らの通知催告を要せず、ただちに本規約を解除することができるものとします。
①本サービスの利用料を支払わなかった場合
②本規約の条項に違反した場合
③本規約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
④支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
⑤手形交換所の取引停止処分を受けた場合
⑥差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合
⑦破産、民事再生開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てを受け、または自ら申し立てた場合
2. 前項の規定は、当社の申込者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
3. 申込者が本規約に基づく支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第22条（終了後の措置）
1. 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、保守、サポート、その他本サービスに関連するサービスも同時に終了するものとします。
2. 前項の場合、申込者は本サービスに関する資料等を当社に返還または当社の指定する方法に従って廃棄しなければならないものとします。
3. 本契約終了後においても、第 11 条、第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 21 条第 2 項ないし第 3 項、本条、第 25 条及び第 26 条の定めは、なお効力を有するものとします。

第23条（終了後の情報の取扱い）
本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、本契約期間内に当社が取得した個人情報は、一定期間保有後、当社の定める方法で抹消いたします。

第24条（本規約の変更・修正）
当社は 10 日以上の予告期間をおいて当社のウェブサイト上に変更・修正後の本規約の内容を記載することにより、いつでも本規約の内容を変更・修正することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更・修正後の本規約の内容が適用されるものとします。ただし、当該変更・修正が申込者の利害に関わると当社が判断した場合は、個別に通知いたします。

第25条（協議）
本規約に定めのない事項、または本規約について当社と申込者で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

第26条（管轄）
本規約により生じた紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属合意管轄裁判所とします。